

議案第44号

磐田市竜洋体育センター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市竜洋体育センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
するものとする。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市竜洋体育センター条例の一部を改正する条例

磐田市竜洋体育センター条例（平成27年磐田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第16条を第24条とする。

第15条中「使用者」を「指定管理者、利用者」に改め、同条を第23条とする。

第14条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するときは」を「指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は」に改め、同条各号を削り、同条を第22条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「認めるときは」を「認められた場合又は規則で定める場合は」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第21条とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料は、別表のとおりとする。」を「利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第12条を第20条とする。

第11条第2項中「使用者が前項の義務を」を「指定管理者又は利用者が前2項の義務を」に、「使用者から」を「指定管理者又は利用者から」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「使用」を「利用」に、「第8条第1項」を「第16条第1項」に、「直ちに」を「速やかに」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、センターの建物又は建物の設備を速や

かに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

第11条を第19条とする。

第10条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第9条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条を第17条とする。

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「第6条」を「第14条」に、「使用」を「利用」に改め、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、「施設管理者の」を削り、同項第4号中「附属施設等」を「建物の設備」に改め、同項第5号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用」を「利用」に、「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第15条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「認める」を「認めた」に改め、同条を第14条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第13条とする。

第4条ただし書中「市長が特に必要があると認めるときは」を「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」に改め、同条を第12条とする。

第3条中「磐田市竜洋体育センター（以下「センター」という。）」を「センター」に改め、同条ただし書中「市長が特に必要があると認めるときは」を「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」に改め、同条を第11条とし、第2条の次に次の8条を加える。

（事業）

第3条 磐田市竜洋体育センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) スポーツの普及及び振興に関すること。

- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) スポーツ及び地域福祉に関する情報提供に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、センターの設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) センターの設置目的に従い、平等利用が確保されること。
(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの利用許可に関する業務
- (3) センターの建物及び建物の設備の維持管理に関する業務
- (4) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務
(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があつたときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、センターの管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、センターの管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

別表中「第12条」を「第20条」に改め、同表(7)施設使用料の表中「施設使用料」を「施設利用料金」に、

「
アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の使用料の3分の2又は3分の1に相当する額
」を

「
アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額
2階多目的スペースを部分利用する場合は4分の1面単位とし、当該利用料金はこの表に定める利用料金の4分の1に相当する額
」に

改め、同表備考中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用許可時間」を「利用許可時間」に改め、別表(4)照明設備使用料の表中「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、別表(9)附帯体育設備使用料の表中「使

用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市竜洋体育センター条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、前項の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市竜洋体育センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

磐田市竜洋体育センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(名称及び位置) 第2条 略</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 略</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(事業)</u> 第3条 磐田市竜洋体育センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p>
<p>(追加)</p>	<p>(1) <u>スポーツの普及及び振興に関すること。</u> (2) <u>地域福祉に関すること。</u> (3) <u>スポーツ及び地域福祉に関する情報提供に関すること。</u> (4) <u>前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(指定管理者による管理)</u> 第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(指定管理者の選定基準)</u> 第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>事業計画が、センターの設置目的に照らして適切なものであること。</u> (2) <u>効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。</u> (3) <u>事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。</u> (4) <u>センターの設置目的に従い、平等利用が確保されること。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(指定管理者が行う業務)</u> 第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。 (1) <u>第3条に規定する事業の実施に関する業務</u></p>

現行	改正案
(追加)	<p>(2) <u>センターの利用許可に関する業務</u></p> <p>(3) <u>センターの建物及び建物の設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>その他センターの管理上、市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</u></p> <p>2 <u>第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>(事業報告書の提出義務)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者は、毎年度終了後、センターの管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</u></p>
(追加)	<p><u>(指定の取消し等)</u></p> <p>第9条 <u>市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。</u></p>
(追加)	<p><u>(指定管理者の守秘義務)</u></p> <p>第10条 <u>指定管理者は、センターの管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。</u></p>

現行	改正案
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 磐田市竜洋体育センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは</u> _____、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは</u> _____、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長 _____ の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長 _____ は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第7条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。</p> <p>(1) その<u>使用</u>が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 磐田市暴力団排除条例(平成24年磐田市条例第37号)第2条第1号</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第11条 センター _____ の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、<u>指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て</u>、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て</u>、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第14条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) その<u>利用</u>が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 磐田市暴力団排除条例(平成24年磐田市条例第37号)第2条第1号</p>

現行	改正案
<p>に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による<u>使用</u>であるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、その<u>使用</u>が適当でないとき。</p> <p>(<u>使用許可</u>の取消し等)</p> <p>第8条 市長 _____ は、第6条の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの<u>使用</u>を制限し、若しくは<u>使用</u>を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>使用</u>の許可条件又は<u>施設管理者</u>の指示に違反したとき。</p> <p>(4) 建物及び<u>附属施設等</u>を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 公益上市長 _____ が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、<u>使用者</u>に損害が生じても、市 _____ はその責めを負わない。</p> <p>(目的外<u>使用</u>等の禁止)</p> <p>第9条 <u>使用者</u>は、センターを許可された目的以外に<u>使用</u>し、又は<u>使用</u>の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(造作等の制限)</p> <p>第10条 <u>使用者</u>は、センターを<u>使用</u>するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長 _____ の許可を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>(追加)</p>	<p>に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による<u>利用</u>であるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、その<u>利用</u>が適当でないとき。</p> <p>(<u>利用許可</u>の取消し等)</p> <p>第16条 <u>指定管理者</u>は、第14条の許可を受けた者（以下「<u>利用者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの<u>利用</u>を制限し、若しくは<u>利用</u>を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>利用</u>の許可条件又は _____ 指示に違反したとき。</p> <p>(4) 建物及び<u>建物の設備</u>を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 公益上<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、<u>利用者</u>に損害が生じても、<u>市及び指定管理者</u>はその責めを負わない。</p> <p>(目的外<u>利用</u>等の禁止)</p> <p>第17条 <u>利用者</u>は、センターを許可された目的以外に<u>利用</u>し、又は<u>利用</u>の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(造作等の制限)</p> <p>第18条 <u>利用者</u>は、センターを<u>利用</u>するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第19条 <u>指定管理者</u>は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、<u>センターの建物又は建物の設備</u>を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たとき</p>

現行	改正案
<p>第11条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第12条 センターの使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 センターの使用者は、前項の使用料を使用の許可を受けた際、納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体若しくはこれらに類する団体の使用に係る場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、使用日後の期日を指定して使用料を納付させることができる。</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由でセンターの使用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者が、使用日の7日前までに使用許可の取消しを願い出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 使用者が、照明設備及び附帯体育設備を使用しなかったとき。</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>2 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第16条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかにセンターを原状に回復しなければならない。</p> <p>3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第20条 センターの利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。</p> <p>3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減額又は免除)</p> <p>第21条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第22条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案																												
<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第15条 使用者_____及び入館者は、センターの建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第17条 詐欺その他不正の行為により、第12条第1項に規定する使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>(ア) 施設使用料</p> <table border="1" data-bbox="192 935 1102 1007"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前8時30分から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の使用料の3分の2又は3分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	略				アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の使用料の3分の2又は3分の1に相当する額				<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第23条 指定管理者、利用者及び入館者は、センターの建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 略</p> <p>(削除)</p> <p>別表(第20条関係)</p> <p>(ア) 施設利用料金</p> <table border="1" data-bbox="1133 935 2042 1007"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前8時30分から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後9時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2階多目的スペースを部分利用する場合は4分の1面単位とし、当該利用料金はこの表に定める利用料金の4分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	略				アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額				2階多目的スペースを部分利用する場合は4分の1面単位とし、当該利用料金はこの表に定める利用料金の4分の1に相当する額			
区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで																										
略																													
アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の使用料の3分の2又は3分の1に相当する額																													
区分	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで																										
略																													
アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の利用料金の3分の2又は3分の1に相当する額																													
2階多目的スペースを部分利用する場合は4分の1面単位とし、当該利用料金はこの表に定める利用料金の4分の1に相当する額																													
<p>備考</p> <p>1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の100パーセントに相当する額を加算する。</p>	<p>備考</p> <p>1 市民(市内の事業所等又は市内の事業所等に勤務する者を含む。)以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。</p>																												

現行	改正案												
<p>2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の<u>使用料</u>は、この表に定める<u>使用料</u>に当該<u>使用料</u>の100パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の<u>使用料</u>は、この表に定める<u>使用料</u>に当該<u>使用料</u>の200パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>4 <u>使用許可時間</u>を超えたときは、当該許可時間区分の<u>使用料</u>の1時間相当額を別に徴収する。</p> <p>5 特別な電気設備を<u>使用する</u>場合は、別に電気料相当額を徴収する。</p> <p>6 <u>使用料</u>の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(イ) 照明設備<u>使用料</u></p>	<p>2 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合の<u>利用料金</u>は、この表に定める<u>利用料金</u>に当該<u>利用料金</u>の100パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>3 営利行為又は商業宣伝を目的とし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の<u>利用料金</u>は、この表に定める<u>利用料金</u>に当該<u>利用料金</u>の200パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>4 <u>利用許可時間</u>を超えたときは、当該許可時間区分の<u>利用料金</u>の1時間相当額を別に徴収する。</p> <p>5 特別な電気設備を<u>利用する</u>場合は、別に電気料相当額を徴収する。</p> <p>6 <u>利用料金</u>の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(イ) 照明設備<u>利用料金</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 754 564 790">区分</th> <th data-bbox="568 754 1106 790">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="192 793 1106 828">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="192 831 1106 900">アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の<u>使用料</u>の3分の2又は3分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の <u>使用料</u> の3分の2又は3分の1に相当する額		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 754 1505 790">区分</th> <th data-bbox="1509 754 2045 790">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 793 2045 828">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 831 2045 900">アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の<u>利用料金</u>の3分の2又は3分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の <u>利用料金</u> の3分の2又は3分の1に相当する額	
区分	金額												
略													
アリーナの3分の2面又は3分の1面を使用する場合は、それぞれアリーナ全面の <u>使用料</u> の3分の2又は3分の1に相当する額													
区分	金額												
略													
アリーナの3分の2面又は3分の1面を利用する場合は、それぞれアリーナ全面の <u>利用料金</u> の3分の2又は3分の1に相当する額													
<p>備考</p> <p>1 <u>使用時間</u>に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。</p> <p>2 <u>使用料</u>の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(ウ) 附帯体育設備<u>使用料</u></p>	<p>備考</p> <p>1 <u>利用時間</u>に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数時間が30分以下のときは30分相当額を、30分を超えるときは1時間相当額を徴収する。</p> <p>2 <u>利用料金</u>の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。</p> <p>(ウ) 附帯体育設備<u>利用料金</u></p>												
略	略												